

宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年9月14日

宮城県監査委員 畠山和純
宮城県監査委員 袋正
宮城県監査委員 遊佐雅宣
宮城県監査委員 谷地森涼子

1 監査委員の報告日

平成19年8月3日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成19年8月28日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 宮城障害者職業能力開発校

イ 監査委員の報告の内容

所得税の納付遅延による、加算税の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・源泉徴収税額 107,772円
- ・加算税 5,000円
- ・所得税納付期限 平成18年4月10日
- ・所得税納付年月日 平成18年4月11日

ロ 措置の内容

年間分の源泉所得税額納付チェック表を作成し、当該表を財務端末脇に掲示しながら、財務端末操作時に各月の納付時期を担当者は勿論、班の職員も確認しながら誤りの無いよう相互チェックしている。

(2) 松島公園管理事務所

イ 監査委員の報告の内容

日付の記載されていない請求書を受け付け、支出処理を行っているものが多数認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・業務名 松島港海岸前及び浪打浜人工海浜清掃業務(12ヶ月分)
複写サービス(12ヶ月分)

□ 措置の内容

各業者に改めて記入漏れ等のないよう周知するとともに、受理する際の確認を徹底し、記入漏れ等がある場合は、その場で記入してもらったり、返付するようにしている。